令和 9 年度　利用申請をされる前に必ずお読みください

わくわく☆ひろば利用のご案内

一般登録早朝・夕方利用及び学童クラブ申請の一斉受付期間

期限厳守　令和 8 年 11 月 1 日（日）～令和 8 年 12 月 13 日（日）

令和 9 年度一斉受付は電子申請により行います

＜申請にあたっての注意点＞

- 申請に必要な書類をそろえ、日にちに余裕をもって申請してください。**申請内容の不備や、添付書類に不足があり、期間内に修正や再提出ができない場合は、一斉受付審査の対象外となります。お早めに申請することをおすすめします。**
- 一斉受付期間内に定員を満たした場合、**学童クラブでは欠員が出るまでご利用をお待ちいただく場合がございます。**その場合、要件を確認のうえ一般登録早朝・夕方利用をご利用いただけます。
- 令和 8 年度から継続して利用を希望する場合も、申請が必要です。
- 学童クラブと一般登録早朝・夕方利用の両方を申込むことはできません。

申請方法

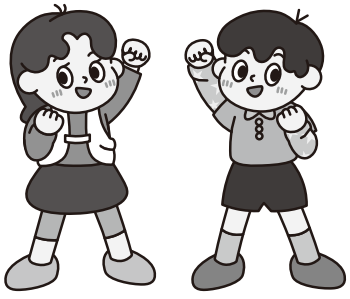
学童クラブ、一般登録早朝・夕方利用の申請は、株式会社トラストバンクが提供する電子申請サービス「LoGo フォーム」から電子申請をご利用いただけます。
パソコンやスマートフォンから時間や場所を問わず、簡単に利用申請の手続きをすることができます。

電子申請は、右の二次元コードまたは北区公式ウェブサイトからアクセスできます。

URL: https://www.city.kita.lg.jp/children-edu/childcare/1002833/1008074/1018666.html

電子申請は簡単な 5 ステップ！

1. 申請に必要な証明書を用意 ※詳しくは 10 ページ
2. 「LoGo フォーム」にアクセス
3. 入力フォームに必要事項を入力
4. 証明書を添付
5. 入力内容を確認して送信！



審査結果の通知

令和 9 年 1 月 27 日（水）　発送（予定）

ご自宅あてに郵送または現在利用中の児童を通じてお渡しします。

1 利用申込みの流れ（一斉受付）

一般登録早朝・夕方利用　　**学童クラブ**

電子申請（期限厳守）
令和８年11月１日（日）～令和８年12月13日（日）





新規に学童クラブに申し込まれる実施校以外の学校（私立小学校等）にお通いの方へのお願い

利用を希望する学童クラブに連絡していただき、**事前に施設を見学してから申し込みをしていただくよう**お願いします。

新１年生及び新規の方へは面談を実施します

令和８年11月２日（月）～
申し込んだ日以降、利用する学童クラブへ電話で連絡し、面談実施時間を調整のうえ、**必ず児童同伴**でお越しください。
（面談は審査の対象ではありません。）

要件の確認・審査

結果の通知　**令和９年１月27日（水）**発送予定

利用案内

わくわく☆ひろば（一般登録）登録申込書の提出（※新規の方）

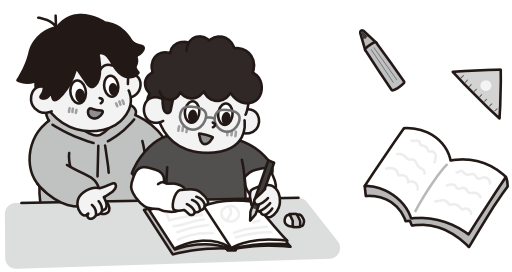
保護者説明会

各種書類の提出

利用・育成開始　**令和９年４月１日（木）～**

※新１年生の一般登録利用開始時期について

一般登録早朝・夕方利用をする場合は、
４月１日から「わくわく☆ひろば」を
ご利用いただけます。
ただし、一般登録のみ利用する場合は、
おおむね５月上旬から利用開始となります。



2 わくわく☆ひろば事業内容（一般登録・学童クラブ）

北区では、児童の放課後や夏休み等の長期休業中の安全・安心な居場所として、『わくわく☆ひろば』事業を実施しています。わくわく☆ひろばには、一般登録と学童クラブの２つの事業があります。

区分		一般登録		学童クラブ
		1～6 年生	早朝・夕方利用（1～6 年生）	1～3 年生 特別な配慮を要する 4 年生　※1
対象者		当該小学校に在籍する児童 区内居住の私立小学校等の児童	早朝・夕方利用時間帯に保護者が 就労等で留守になる家庭の児童	保護者が就労等で 留守になる家庭の児童
目的		安心安全な居場所の提供		生活（預かり）の場
実施日		日曜・祝日・休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く毎日　※2		
実施時間	平日	授業終了後～17 時 (11 月～2 月は 16 時 30 分まで) ※午前授業日は原則 13 時～	早朝：なし 夕方：17 時～18 時 (11 月～2 月は 16 時 30 分～18 時)	授業終了後～18 時 延長 18 時～19 時 （延長は要申請）
	学校休業 （月～土）	9 時～12 時 13 時～17 時 (11 月～2 月は 16 時 30 分まで) ※土曜授業日は原則 13 時～	早朝：8 時 15 分～9 時 夕方：17 時～18 時 (11 月～2 月は 16 時 30 分～18 時)	8 時 15 分～18 時 延長 18 時～19 時（月～金）
利用方法		わくわく☆ひろばに申込が必要	わくわく☆ひろばに申請 利用申請書と就労証明書等を提出 （要件を確認のうえ決定）	学童クラブに申請 利用申請書と就労証明書を提出 （審査のうえ決定）
登録期間		登録日から小学校在学中　※3	利用承認日からその年度の末日（3 月 31 日）	
利用開始日		登録日　※3	4 月 1 日	
一日利用時の昼食		原則、一度帰宅して昼食　※4		お弁当持参
おやつ		なし		あり ※おやつ代は育成料に含む
帰宅時刻		自由帰宅		保護者の指定した時刻に帰宅
登室確認方法		入退室管理システム		入退室管理システム及び 電子連絡帳
保護者負担額		無料	早朝：1,000 円/月 夕方：1,500 円/月	育成料：6,500 円/月 ※おやつ代含む 延長育成料：2,000 円/月 ※利用者のみ

※１　前年度から継続して学童クラブを利用している児童を対象とします（詳しくは 8 ページ参照）。
※２　一般登録は、学校行事等により休みの日もあります。
※３　１年生の利用開始はおおむね 5 月上旬頃を予定しています。詳しくは各わくわく☆ひろばからのおたより等をご確認ください。
※４　ただし、児童のみの食事になる家庭を対象に、事前登録制でお弁当を食べる場所の提供を行います。

3 一般登録

1　一般登録とは

（1）一般登録とは

平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校（全校）を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供することを目的としています。

学童クラブとは異なり、自由登室・自由帰宅のため、出欠確認や入退室時間の管理は行いません。入退室状況は、入退室管理システム（入退室時に二次元コードを読み込むことにより、保護者あてにメールが送られ、入退室状況を確認いただけます。）にてご確認ください。

利用には登録が必要です。一度ご登録いただくと、卒業までご利用いただけます。

なお、**おやつの提供はありません。**

（2）実施時間

区分	4 月～10 月・3 月	11 月～2 月
学校授業日	授業終了後 ～ 午後 5 時※	授業終了後 ～ 午後 4 時 30 分※
学校休業日	午前 9 時 ～ 正午	午前 9 時 ～ 正午
	午後 1 時 ～ 午後 5 時	午後 1 時 ～ 午後 4 時 30 分

※午前授業日及び土曜授業日は原則午後 1 時～

（3）お休み

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

※　学校行事等によりお休みの場合があります。

2　利用申込み

（1）利用の申込みができる児童

以下の要件のいずれかを満たす児童です。

1	当該小学校に在籍する児童
2	当該小学校の通学区域に居住する私立小学校等の児童

（2）利用の申込みができるわくわく☆ひろば

在籍している小学校のわくわく☆ひろばを利用できます（21 ページ参照）。私立小学校等に通学している場合、通学区域内の小学校のわくわく☆ひろばを利用できます。

3　利用料

無料でご利用いただけます。

4　申込み方法

各わくわく☆ひろばにある「わくわく☆ひろば（一般登録）登録申込書」に必要事項をご記入いただき、ひろばにご提出ください。申込み日からひろばを利用できます。

新 1 年生は、入学後、学校ごとに一斉申込の機会を設けています。利用開始日はおおむね 5 月上旬頃からです。ひろばごとに異なりますので、詳細はひろばからのおたより等をご確認ください。

4 一般登録早朝・夕方利用

1　一般登録早朝・夕方利用とは

（1）一般登録早朝・夕方利用とは

一般登録実施時間前後の早朝・夕方の時間帯、**保護者が就労等で留守になる家庭の児童に、安全・安心な居場所を提供**することを目的としています。

早朝利用と夕方利用を両方利用することも、どちらか一方だけを利用することも可能です。長期休業期間など、利用する月を指定した利用も可能です。

ただし、早朝利用に関しては土曜日や学校休業日が対象となりますので、ご注意ください。

なお、学童クラブと異なり、**おやつの提供はありません。**

（2）登室・帰宅

自由登室・自由帰宅です。出欠確認や入退室時間の管理は行いません。登室する日時や帰宅時間はご家族で相談の上、決定してください。児童の入退室状況は、入退室管理システムから保護者に送信されるメールで確認いただくことができます。

（3）学校休業日の昼食

学校休業日の昼食は、原則、家庭でとっていただきます。ただし、児童のみの食事になる家庭を対象に、事前登録制で昼食を食べる場を提供します。お弁当は自己管理です。

登録は、各ひろばにて行いますので、詳細は、利用承認後に各ひろばにお問い合わせください。

（4）利用時間

期間	区分	学校授業日	土曜日・学校休業日
4 月～10 月 3 月	早朝利用	なし	午前 8 時 15 分～午前 9 時
	夕方利用	午後 5 時～午後 6 時	午後 5 時～午後 6 時
11 月～2 月	早朝利用	なし	午前 8 時 15 分～午前 9 時
	夕方利用	午後 4 時 30 分～午後 6 時	午後 4 時 30 分～午後 6 時

（5）お休み

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

※　土曜日に関しては、「（6）土曜日（土曜日育成）」のとおりです。

（6）土曜日（土曜日育成）

土曜日に保護者の就労等により育成が必要な児童は、利用申請の際に土曜日育成の申請が必要です。

土曜日育成の申請がない児童は、利用できませんのでご注意ください。

土曜日育成のご利用にあたっては、就労証明書等にて、保護者が土曜日に留守となることを確認します。

2　利用料金

（1）利用料金

早朝・夕方利用の料金は、口座振替で納入していただきます（各月末引落、月末が土曜日・日曜日・休日の場合は翌金融機関営業日）。

早朝利用料	**月額　1,０００円**
夕方利用料	**月額　1,５００円**

- 「口座引落し開始、引落し済」のお知らせは発行いたしません。通帳等でご確認ください。
- 一般登録早朝・夕方利用に登録している場合は、月の途中入会であってもその月の利用料がかかります。
- 病気や事故などの理由で長期欠席する場合にも利用料はかかります。

3　利用の申込み

（1）利用の申込みができる児童

以下の要件をすべて満たす児童です。

1	当該小学校に在籍する児童または当該小学校の通学区域に居住する私立小学校等の児童
2	保護者の状況が、一般登録早朝・夕方利用承認基準（11 ページ参照）に該当する就労、疾病等のため延長時間帯に家庭において適切な保護を受けることができない児童

＜その他の注意点＞

就労時間、就学時間の最低基準	就労時間、就学時間の最低基準は、原則、**月曜から土曜の間に週 3 日以上または月 12 日以上（日曜・祝日を除く）就業、就学時間が早朝（午前 8 時 15 分～午前 9 時）・夕方（午後 5 時～午後 6 時）の利用時間にかかること（通勤時間・残業時間を含む）**。
育児休業期間	育児休業期間中に一般登録早朝・夕方利用制度を利用することはできません。一斉受付の時は、**５月１日までに復職する場合は申請が可能**です。５月２日以降に復職する予定の場合は、復職予定日の１か月前からの利用が可能です。

（2）利用の申込みができるわくわく☆ひろば

在籍している小学校のわくわく☆ひろばを利用できます（21 ページ参照）。私立小学校等に通学している場合、通学区域内の小学校のわくわく☆ひろばを利用できます。

5 学童クラブ

1　学童クラブとは

（1）学童クラブとは

放課後、帰宅しても保護者が就労等のため留守になる家庭、または疾病等により昼間家庭で適切な保護ができない家庭の児童に、遊びと生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図ることを目的としています。

余暇指導・生活指導などを、おおむね児童 40 名につき育成担当指導員２名で行います。

電子連絡帳と入退室管理システム（入退室時に二次元コードを読み込むことにより、保護者あてにメールが送られ、入退室状況を確認できます。）を用いて、出欠や入退室時間の管理を行います。

（2）育成時間・延長育成時間

原則、習い事に行ってからの利用や、利用時間内の途中に習い事等に行ってまた戻ってくることはできません。

区分	学校授業日	学校休業日
育成時間	授業終了後～午後６時	午前８時 15 分～午後６時
延長育成時間	午後６時～午後７時	午後６時～午後７時

（3）延長育成とは

午後６時以降の延長育成を利用する場合、学童クラブ利用申請とは別に、学童クラブ延長利用申請が必要です。延長育成の利用条件は 9 ページをご確認ください。

延長育成を利用する方は、学童クラブまでのお迎えが必要です。なお、延長育成のみの利用はできません。

（4）お休み

日曜日、祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

※　土曜日に関しては、「（5）土曜日（土曜日育成）について」のとおりです。

（5）土曜日（土曜日育成）について

土曜日に保護者の就労等により育成が必要な児童は、利用申請の際に土曜日育成の申請が必要です。

土曜日育成の申請がない児童は、利用できませんのでご注意ください。

土曜日育成のご利用にあたっては、就労証明書等にて、保護者が土曜日に留守となることを確認します。

＜土曜日育成の育成場所・育成時間＞

育成場所	各わくわく☆ひろば（放課後ルーム）もしくは各学童クラブ室
育成時間	午前８時１５分～午後６時

2　利用料金

（1）育成料・延長育成料

育成料・延長育成料は、口座振替で納入していただきます（各月末引落、月末が土曜日・日曜日・休日の場合は翌金融機関営業日）。

育成料	**月額　6,５００円**　（おやつ代1,５００円を含む）
延長育成料	**月額　2,０００円**

- 「口座引落し開始、引落し済」のお知らせは発行いたしません。通帳等でご確認ください。
- 毎月１日に学童クラブに在籍している場合は、その月の育成料及び延長育成料がかかります。**病気や事故などの理由で長期欠席する場合にも育成料及び延長育成料はかかります。**
- **延長育成料は、午後６時以降の延長育成を利用する場合にかかります。**
- 食物アレルギーがある児童のおやつの提供については、保護者におやつの用意をお願いすることがあります。その場合はおやつ代（1,500 円）を除く、5,000 円のみ納入していただきます。

3　利用の申込み

（1）利用の申込みができる児童

以下の要件をすべて満たす児童です。

1	当該小学校に在籍する児童または当該小学校の通学区域に居住する私立小学校等の児童　※1
2	小学校第１学年から第３学年に在籍している児童、または前年度から継続して学童クラブを利用していて、特別な配慮を要する小学校第４学年に在籍している児童　※2
3	保護者の状況が、学童クラブ利用承認審査基準（12 ページ参照）に該当する就労、疾病等のため昼間家庭において適切な保護を受けることができない児童

※1【お願い】
新規に学童クラブに申し込まれる実施校以外の学校（私立小学校等）にお通いの方は、学童クラブに連絡のうえ、事前に児童同伴で施設を見学してからお申し込みをしていただくようお願いします。

※２　「特別な配慮を要する児童」とは、特別支援学校または特別支援学級に在籍している児童や、障害者手帳を所有している児童等を指します。

＜その他の注意点＞

就労時間、就学時間の最低基準	就労時間、就学時間の最低基準は、原則、**月曜から土曜の間に週３日以上または月12日以上（日曜・祝日を除く）で、かつ１日３時間以上**（その時間が原則**午後１時から午後６時までの間に、１年生２時間以上、２・３年生３時間以上、通勤時間・残業時間を含む**）。
育児休業期間	育児休業期間中に学童クラブの利用はできません。一斉受付の時は、**５月１日までに復職する場合は申請が可能**です。５月２日以降に復職する予定の場合は、復職予定日の１か月前からの利用が可能です。※
通年利用	学童クラブの利用は、原則**通年利用**です。夏休み、１か月といった期間を限定した利用はできません。わくわく☆ひろば一般登録、わくわく☆ひろば一般登録早朝・夕方利用、児童館、子どもセンター、児童室をご利用ください。
延長利用	延長利用の申込み対象は、保護者の**就労等（通勤時間・残業時間を含む）の時間が週１日以上午後６時を超える**家庭です。

※育児休業期間中でも疾病等の個別的事情がある場合は、学童クラブの利用ができる場合もあります。

（２）利用の申込みができる学童クラブ

小学校ごとに、利用できる学童クラブが決まっています（22～23 ページ参照）。対象学童クラブが複数ある場合は、住所等による割り振りを行います。ただし、対象の学童クラブであっても、定員に空きがない場合等、ご相談させていただくことがあります。

指定校変更を希望している児童	**指定校変更を希望している児童**については、**指定校変更先**の小学校の対象学童クラブへ申込みをしてください。承認された場合は、指定校変更の承認通知の写しをご提出ください。指定校変更が不承認となった場合は、指定校変更前の小学校の対象学童クラブに申請したものとして審査を行います。ただし、その際は再度、指定校変更前の小学校の学童クラブへ申請書の提出が必要です。
区外から北区に転入する予定の場合	区外から北区へ転入予定の児童については、次年度４月１日時点の転居先住所と通学予定校が決まっている場合は、実際に引っ越していなくても、一斉受付期間に申請が可能です。学区域の小学校の対象学童クラブに申請してください。令和９年１月 27 日（水）に結果の通知を郵送する予定ですので、受け取り可能な住所（現住所）で申請し、転居先住所と転居予定日を備考欄に入力してください。また、転居先住所が決定していない場合は申請できませんので、決定後に申請してください。

〈学童クラブの住所等による割り振りについて〉

利用対象学童クラブが複数ある場合は、住所等によって利用学童クラブの割り振りを行います。
「利用承認通知書」の発送をもって決定となります。

「割り振りの基本的な考え方」

1　通学路や交通事情などを考慮して、幹線道路や主要道路で地域を区切る。
2　自宅と学校及び学童クラブとの距離を考慮する。
3　利用児童の安全に配慮をする。
4　きょうだいは、原則として同じ学童クラブとする。
5　その他、特に必要があると認められる場合には配慮をする。

6 申込みに必要な書類（一般登録早朝・夕方利用および学童クラブ）

就労等の状況を証明する書類（各証明書は証明年月日から 3 か月以内のもの）の画像やデータ添付が必要です。

保護者１名につき、以下の状況に応じて書類を添付してください。

きょうだいで同じ学校の一般登録早朝・夕方利用、学童クラブに申請する場合も、それぞれの申請に保護者の書類の添付は必要です。

状況	提出書類・添付書類
就労	**就労証明書（北区公式ウェブサイトからダウンロードできます）** https://www.city.kita.lg.jp/children-edu/childcare/1002833/1008074/1008090.html ＊当該就労証明書は、一般登録早朝・夕方利用（1~6 年生）と学童クラブ利用（1~4 年生）のどちらの申請でも使用することができます。きょうだいでの申請等で必要な方はあらかじめコピーをお手元に保管してください。 ● 変則就労等により、就労証明書だけでは基準を満たしているか確認できない場合は、シフト表やタイムカード等の提出を求めることがあります。 ● 必ず勤務先の証明を受けてください。 ● 自営業（フリーランス）の方はご自身で就労証明書を作成してください。就労証明書で勤務状況が判断できない場合は、請負契約書、発注表等のコピーの提出を求めることがあります。 ● 勤務先が複数箇所になる場合は、就労証明書も複数添付してください。 ● 下のお子さんの保育園申請に使用する、就労証明書（証明日が 3 か月以内証明済みのもの）を、添付していただくこともできます。保育園申請に提出する前にご自身でコピーをご用意ください。ただし、短時間勤務制度を利用している場合は、必ず短時間勤務の記載がある就労証明書を添付してください。 ● 単身赴任中の場合、就労証明書は不要です。 ● 就労証明書の修正には修正液や修正テープを使用できません。二重線で訂正をしてください。 なお、就労証明書の訂正（加筆・修正等）が必要な場合は、**勤務先による訂正**に限ります。
出産予定	**母子手帳**の出産予定日が記載されているページ ● 利用承認期間は出産予定月の２か月前から出産日以後２か月以内です。
疾病・ 心身障害	**身体障害者手帳**等　または　**診断書**
看護・介護	介護を受けている人の**介護保険被保険者証**（要介護状態区分等の確認ができるページ） または　**診断書**
学生・ 技能取得	**在学証明書**　または　**学生証**等　＋　**時間割表**等
求職中	● 書類の添付は不要です。 ● 利用承認期間は利用承認日から２か月以内です。 ● 利用承認日から２か月以内に就職できない場合、一般登録早朝・夕方利用、学童クラブの利用は辞退していただきます。 ● 求職期間の延長はできません。 ● 求職期間終了後、一般登録早朝・夕方利用と学童クラブを切り替えて再度「求職中」として申し込むことはできません。
・申請するお子様さまが身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している場合は、手帳の写しを添付してください。 ・アレルギーがある児童につきましては、アレルギーの状況に関する書類を別途、ご提出いただきます。	

＜申請にあたっての注意点＞

- 申請に必要な書類をそろえ、日にちに余裕をもって申請してください。また、継続して利用を希望する場合も、申請が必要です。**申請内容の不備や、添付書類に不足があり、期間内に修正や再提出ができない場合は、一斉受付審査の対象外となります。**
- 一般登録早朝・夕方利用は、定員がありません。
- **一般登録早朝・夕方利用と学童クラブの両方を同時に申請することはできませんのでご注意ください。**

7 利用承認の基準

一般登録早朝・夕方利用および学童クラブでは、提出書類により利用承認基準を満たしているか確認します。一般登録早朝・夕方利用は、保護者が以下の承認基準のいずれかを満たしていれば利用を承認します。定員はありませんので、指数の算出は行いません。

学童クラブでは利用申請者が受入可能人数よりも少ない場合、承認基準を満たしていれば利用を承認します。承認基準を満たしている申請者数が申請先学童クラブの受入可能人数を超えた場合は、学童クラブ利用承認審査基準（12 ページ参照）に基づき指数を算出し、算出された数値の高い順に利用の承認を行います。ただし、基準指数は保護者の指数のうち、いずれか低い方の指数とします。また、算出された数値が同数の場合は、「同指数の場合の優先順位」に基づき利用承認を行います。

		一般登録早朝・夕方利用	学童クラブ
1	就労	月曜から土曜の間に週 3 日以上または月 12 日以上（日曜・祝日を除く）、就労時間が朝（午前 8 時 15 分~午前 9 時）・夕方（午後 5 時~午後 6 時）の利用時間帯にかかる場合（通勤時間・残業時間を含む）	月曜から土曜の間に週 3 日以上または月 12 日以上（日曜・祝日を除く）で、かつ 1 日 3 時間以上（その時間が原則午後 1 時から午後 6 時までの間に、1 年生 2 時間以上、2・3 年生 3 時間以上、通勤時間・残業時間を含む）
2	出産	妊娠・出産（予定月の 2 か月前から出産日以後 2 か月以内）	
3	疾病・負傷	入院（1 か月以上）、常時臥床（1 か月以上）、精神性、感染症、一般療養（児童を保護することが困難であると推定できる病状で、継続通院を必要とする者）のいずれかの状態にある場合	
4	心身障害者	身体障害者手帳 1~4 級、愛の手帳（療育手帳）1~4 度、精神障害者保健福祉手帳 1~3 級のいずれかを所持している場合	
5	介護	早朝（午前 8 時 15 分~午前 9 時）・夕方（午後 5 時~午後 6 時）の利用時間帯に 1 か月以上介護を行っている場合	1 か月以上で午前中は除く介護を行っている場合
6	災害	火災による家屋の損傷、その他災害復旧のため保護に当たれない場合	
7	就学等	就学または技能取得（職業訓練校、各種学校等）のため、月～土曜日の間に週 3 日以上または月 12 日以上（日曜・祝日を除く）、早朝(午前 8 時 15 分~午前 9 時）・夕方（午後 5 時~午後 6 時）の利用時間帯に保護に当たれない場合	就学または技能取得（職業訓練校、各種学校等）のため保護に当たれない場合
8	求職	求職のため、月～土曜日の間に週 3 日以上または月 12 日以上（日曜・祝日を除く）、早朝(午前 8 時 15 分~午前 9 時)・夕方(午後 5 時~午後 6 時）の利用時間帯に保護に当たれない場合（利用承認から 2 か月以内）	求職のため、昼間外出を常態としている場合（利用承認から 2 か月以内）
9	その他	1 から 8 に該当しないもので、明らかに児童の保護に欠けると認められる場合	

- 早朝利用について、就労、就学、求職等の理由で、長期休業期間以外の土曜日の早朝利用時間帯に保護にあたれない場合もご利用いただけます。
- 必要に応じて、面談または電話により保護者の申請内容等の確認を行うことがあります。
- 保護者とは、現に監護している（児童の面倒をみている等）者を指します。法律上児童を監護する義務のない者でも、現に児童を監護していれば保護者とみなします。

学童クラブ利用承認審査基準

1　基準指数

番号	保護者の状況	細目		指数
		月～土曜日の就労日数	1日の就労時間	
1	就労	(1)週５日以上	ア）8時間以上	１０
			イ）6時間以上　8時間未満	9
			ウ）3時間以上　6時間未満	8
		(2)週4日	ア）8時間以上	9
			イ）6時間以上　8時間未満	8
			ウ）3時間以上　6時間未満	7
		(3)週3日	ア）8時間以上	8
			イ）6時間以上　8時間未満	7
			ウ）3時間以上　6時間未満	6
2	出産	妊娠・出産（予定月の２か月前から出産日以後2か月以内）		7
3	疾病・負傷	入院（１か月以上）		１０
		常時臥床（1か月以上）		１０
		精神性、感染性		１０
		一般療養		8
4	心身障害者	身体障害者手帳1･2級、愛の手帳(療育手帳）1･2･3度、精神障害者保健福祉手帳1･2･3級		１０
		身体障害者手帳3級または愛の手帳(療育手帳）4度		8
		身体障害者手帳4級		6
5	介護	1か月以上で午前中は除く介護		就労に準ずる
6	災害	火災による家屋の損傷、その他災害復旧のため保護に当たれない場合		１０
7	就学等	就学または技能取得（職業訓練校、各種学校等）のため保護に当たれない場合		就労に準ずる
8	求職	求職のため、昼間外出を常態としている場合（利用承認日から2か月以内）		5
9	その他	１から８に該当しないもので、明らかに児童の保護に欠けると認められる場合		5～１０

備考　1　複数の保護者の基準指数が異なる場合は、低い方の基準指数を適用する。
　　2　番号９その他については、番号１から８の保護者の状況に準じて検討を行う。

2　調整指数

番号	類型	細目	指数
1	学年状況	(1)小学校１年生	＋４
		(2)小学校２年生	＋２
2	世帯状況	(1)ひとり親の世帯（母子または父子のみの世帯）	＋４
		(2)ひとり親世帯に準ずる世帯	＋４
		(3)祖父母のみの世帯	＋４
3	障害のある児童	特別支援学校や特別支援学級（固定学級）に在籍している児童又は、身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している児童	＋４
4	その他	(1)学童クラブ育成料、又は一般登録早朝・夕方延長利用育成料を３か月分以上滞納している場合（兄弟姉妹に係る育成料を含む。）	－５
		(2)北区外在住者	－２

備考　1　ひとり親世帯に準ずる世帯とは、つぎに掲げる場合をいう。
　　(1)　単身赴任等によりひとり親の世帯と同じ状況にある場合
　　(2)　70歳以上または児童を保護できない病気のある祖父母と同居するひとり親の世帯の場合
　　2　学童クラブ育成料、又は一般登録早朝・夕方延長利用育成料を３か月分以上滞納している場合とは、申請書の提出開始日の時点で学童クラブ育成料、又は一般登録早朝・夕方延長利用育成料を滞納している場合をいう。（兄弟姉妹に係る育成料を含む。）

3　同指数の場合の優先順位

1	特別支援学校や特別支援学級（固定学級）に在籍している児童又は、身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している児童	
2	学年の低い児童	
3	ひとり親世帯の児童	
4	ひとり親世帯に準じる世帯の児童	
5	保護者の帰宅時間が遅い児童	
6	その他	(1)自宅から学童クラブへの距離が遠いもの
		(2)生年月日の遅いもの
		(3)北区在住のもの

備考　1　１の表の基準指数に２の表の調整指数を加算した指数の高い者から順次利用承認の決定を行い、指数が同位の場合においては、３の表を適用し利用の承認を行う。
　　2　保護者の帰宅時間が遅い児童の保護者の通勤時間・経路は勤務先から自宅への最短時間・経路とする。

8 育成料及び延長育成料の減額・免除制度

次の表に該当する児童の保護者は、別途申請により一般登録早朝・夕方利用料および学童クラブ育成料、延長育成料を減額・免除します。利用承認通知書に同封する案内をよくお読みいただき、北区公式ウェブサイトから電子申請してください。**この申請は年度ごとに行う必要があります。**

なお、年度の途中で世帯の状況が変わった場合は子どもわくわく課にお知らせください。

世帯の状況		減免の割合	対象期間
1	生活保護世帯	全額免除 【早朝・夕方利用】 利用料（早朝）1,000 円→0 円 （夕方）1,500 円→0 円 【学童クラブ】 育　成　料 6,500 円→0 円 延長育成料 2,000 円→0 円	生活保護を受けている期間
2	保護者の住民税が 非課税であるとき※1		非課税となった年度
3	就学援助を受けているとき	2 分の 1 に減額※2 【早朝・夕方利用】 利用料（早朝）1,000 円→500 円 （夕方）1,500 円→750 円 【学童クラブ】 育　成　料 6,500 円→3,250 円 延長育成料 2,000 円→1,000 円	「就学援助費認定結果通知書」に記載されている認定年月日から就学援助を受けている期間
4	2 人以上の児童が一般登録早朝・夕方利用、学童クラブを利用しているとき	2 人目以降につき 2 分の 1 に減額※2※3※4 【早朝・夕方利用】 利用料（早朝）1,000 円→500 円 （夕方）1,500 円→750 円 【学童クラブ】 育　成　料 6,500 円→3,250 円 延長育成料 2,000 円→1,000 円	2 人以上の児童が同じ制度を利用している期間
5	食物アレルギー等により、おやつの提供を受けることができないとき	**学童クラブのみ** 1,500 円減額 育　成　料 6,500 円→5,000 円	おやつの提供を受けることができない期間

※1　保護者が他の者に扶養されているときは、その扶養者が利用年度において非課税である場合に該当となります。

※2　上記 3.4 に重複して該当する場合でも、育成料の減額は 2 分の 1 までとなります。

※3　2 人以上の児童が学童クラブを利用している世帯で、学童クラブ延長育成を利用する児童が 1 人の場合は、学童クラブ延長育成料は全額納付となります。

※4　2 人目以降に減額が適用されるのは、2 人以上が一般登録早朝・夕方利用および学童クラブのいずれか同じ制度を利用している場合に限ります。1 人目が一般登録早朝・夕方利用、2 人目が学童クラブを利用する場合、減額の対象とはなりません。

9 口座振替の登録

パソコンやスマートフォンから、24 時間いつでもインターネットを利用して口座振替をお申込みいただけます。金融機関の窓口へ提出、書類の記入や押印、郵送の必要がありません。安心・簡単・便利な口座振替（自動払込）を、ぜひご利用ください。

登録方法は、利用承認通知書に同封するご案内を確認のうえ、利用承認後にお手続きください。

オンラインでの口座振替登録が可能な金融機関の口座をお持ちでない場合は、利用承認されたわくわく☆ひろば、または学童クラブまでご相談ください。

前年度から口座振替を利用している方（きょうだいが利用している方を含む。）は、同じ口座を継続して登録するので、改めてのお手続きは不要です。

10 結果の通知

令和９年１月 27 日（水）発送予定です。

一般登録早朝・夕方利用の承認、不承認および学童クラブの承認、不承認、利用待機の結果は、ご自宅あてに郵送、または現在利用中の児童を通じてお渡しします。

※待機児童の利用順位については、定員に空きが出た時点で、利用承認審査基準の指数により算出された数値の高い順になります。

11 利用承認後の各種届出・利用の停止・取消

（1）各種届出

家族状況や連絡先などが変わった場合や一般登録早朝・夕方利用、学童クラブを辞退する場合は、すみやかにわくわく☆ひろばまたは学童クラブにお知らせください。届出用紙は、各わくわく☆ひろば、学童クラブにあります。また、北区公式ウェブサイトからもダウンロードが可能です。

変更届	提出書類の記載内容（家庭状況・勤務先・連絡先等）に変更がある場合
利用申請書	一般登録早朝・夕方利用の利用月に変更がある場合
利用辞退申出書	一般登録早朝・夕方利用、学童クラブ、学童クラブ延長利用を辞退する場合

（2）利用の停止

感染症等により児童が学校を出席停止となった場合には、一般登録早朝・夕方利用、学童クラブも利用を停止します。

（3）利用承認の取消

次の場合は、一般登録早朝・夕方利用、学童クラブの承認が取り消されることがあります。

1	利用対象児童でなくなったとき （1）北区から転出し、北区立小学校に通学しなくなったとき（私立小学校等に通学している児童は、北区から転出したとき） （2）保護者が「一般登録早朝・夕方利用承認基準」または「学童クラブ利用承認審査基準」に該当しなくなったとき （3）放課後継続的に保護者からの保護が受けられるようになったとき
2	児童が疾病その他の理由により集団生活に適さなくなったとき
3	正当な理由がなく長期間（おおよそ 30 日間）にわたって利用しないとき　※
4	利用申請に虚偽があったとき
5	区長が特に必要があると認めたとき （1）無断で１か月のうち４日以上欠席をしたとき　※ （2）保護者が求職活動中の場合、児童が一般登録早朝・夕方利用または学童クラブを承認されてから、２か月以内に就職できないとき

※　一般登録早朝・夕方利用には適用しません。

12 よくあるご質問

No.	質問および回答	該当の区分		
		一般登録	一般登録 早朝・夕方利用	学童クラブ
Q1	**インフルエンザ等で学級閉鎖となっている場合に、感染していなければ、わくわく☆ひろばを利用できますか？**			
A1	学級閉鎖による自宅待機となっている学級の児童は、利用できません。	●	●	●
Q2	**学校休業日のお昼ご飯はどうすればよいですか？**			
A2	**≪学童クラブ≫** お弁当を持参していただきます。もしくは、保護者の責任のもと、宅配弁当を注文することも可能です。 （宅配弁当の詳細については、利用承認後に各学童クラブへお問い合わせください。） **≪一般登録、一般登録早朝・夕方利用≫** わくわく☆ひろばの開室時間は、午前９時～正午、午後１時～午後５時のため、原則家庭で食べていただきます。ただし、児童のみの食事になる家庭を対象に、事前登録制で孤食を防ぐ目的として昼食を食べる場を提供します。お弁当は自己管理です。また、保護者の責任のもと、宅配弁当を注文することも可能です。 登録は各ひろばにて行いますので、詳細は各ひろばにお問い合わせください。 （早朝・夕方利用ではない場合、土曜授業や始業式など、午前授業で給食がない日は利用ができません。）	●	●	●
Q3	**申込状況を知りたいときはどうすればよいですか？**			
A3	各学童クラブ、各わくわく☆ひろばに直接お問い合わせください。		●	●
Q4	**私立（または国立）小学校に入学予定ですが、どのわくわく☆ひろば、学童クラブに申し込めばよいのですか？**			
A4	居住地の小学校区で実施しているわくわく☆ひろば、学童クラブが対象となります。詳しくは 21~23 ページをご覧ください。 ご不明な点がございましたら、ご自宅の近くの児童館、子どもセンターへお問い合わせください。		●	●

No.	質問および回答	該当の区分		
		一般登録	一般登録 早朝・夕方利用	学童 クラブ
Q5	**土曜日に勤務がありますが、土曜日育成について申請しておいたほうがよいのでしょうか？**		●	●
A5	土曜日に勤務があり、児童を預ける必要がある場合には、お申し込みください。			
Q6	**土曜日にフルタイムで就労しています。利用承認の際、考慮はされますか？**		●	●
A6	月曜日から土曜日までの就労日数として算定します。			
Q7	**求職中に一般登録早朝・夕方利用を申請しており、仕事が見つからなかったため、再度同じ理由で学童クラブを利用することは可能でしょうか。**		●	●
A7	求職の場合、連続して同じ理由で申請することはできません。			
Q8	**毎日利用する必要がありますか？**		●	●
A8	毎日利用する必要はありません。ただし、学童クラブについてはその月の１日に在籍している場合、また、一般登録早朝・夕方利用についてはその月の登録がある場合、利用日数にかかわらず１か月分の利用料がかかります。 一般登録は自由登室・自由帰宅となるため、出欠確認や入退室時間の管理は行いません。一般登録早朝・夕方利用を利用する日や帰宅時間はご家族で相談の上、決定してください。			
Q9	**一般登録早朝・夕方利用、学童クラブを辞退する場合はどうすればよいですか？**		●	●
A9	ご利用中のわくわく☆ひろば、学童クラブに「利用辞退申出書」を提出してください。「利用辞退申出書」は各わくわく☆ひろば、各学童クラブにあります。 北区公式ウェブサイトからのダウンロードも可能です。 なお、利用辞退月の初めの開室日に在籍していた場合、辞退月分の育成料は全額納付となります。 【例】 ８月３１日付辞退 → ９月分の育成料はかかりません。 ９月　１日付辞退 → ９月分の育成料をいただきます。			

No.	質問および回答	該当の区分		
		一般登録	一般登録 早朝・夕方利用	学童 クラブ
Q10 A10	**勤務先がかわった場合はどうすればよいですか？** 提出書類の内容（家庭の状況、勤務先、連絡先等）に変更があったときは、「変更届」と必要書類をすみやかにご利用中のわくわく☆ひろば、学童クラブに提出してください。「変更届」は各わくわく☆ひろば、各学童クラブにあります。北区公式ウェブサイトからのダウンロードも可能です。		●	●
Q11 A11	**入会中に育児休業を取得する場合、いつまで一般登録早朝・夕方利用、学童クラブを利用できますか？** 年度の途中で育児休業を取得する場合、取得月の末日（１日から取得の場合は前月末日）に退会となります。 【例】 ８月１５日から育児休業を取得　→　８月３１日付退会 ８月　１日から育児休業を取得　→　７月３１日付退会		●	●
Q12 A12	**残高不足等で育成料が引き落とされなかったのですが、どうすればよいですか？** 翌月中旬頃に納付書をお送りしますので金融機関にてお支払いください。月末までに引落口座の残高確認をお願いします。		●	●
Q13 A13	**上の子が一般登録早朝・夕方利用、下の子が学童クラブを利用しています。減額の対象になりますか？** 別々の制度をご利用の場合は、減額の対象になりません。きょうだいの２人以上が一般登録早朝・夕方利用をしている場合、もしくはきょうだいの２人以上が学童クラブを利用している場合は、２人目以降のごきょうだいの育成料が減額されます。		●	●
Q14 A14	**審査はありますか？** ありません。利用基準を満たしているかの確認のみ行います。 基準を満たしていれば利用を承認します。	●	●	

No.	質問および回答	該当の区分		
		一般登録	一般登録 早朝・夕方利用	学童クラブ
Q15	**定員はありますか？**			
A15	ありません。基準を満たしていれば利用を承認します。	●	●	
Q16	**わくわく☆ひろばへの送迎は必要ですか？**			
A16	必要ありません。一般登録は自由登室・自由帰宅となります。そのため、出欠確認や入退室時間の管理は行いません。登室する日時や帰宅時間はご家族で相談の上、決定してください。 また、入退室時に二次元コードを読み込むことにより、保護者あてにメールが送られる入退室管理システムを導入していますので、入退室状況はそちらでご確認ください。	●	●	
Q17	**一般登録だけの利用はできますか？**			
A17	可能です。わくわく☆ひろばで直接登録いただければ、その日から利用できます。 また、新１年生については、入学後、ひろばごとに一斉登録の機会を設けています。ただし、新１年生の利用はおおむね５月上旬頃からです（ひろばごとに異なりますので、詳細は各ひろばからのおたより等をご確認ください。）。 4 月からわくわく☆ひろばを利用する必要がある新１年生は、学童クラブもしくは一般登録早朝・夕方利用を申請してください。	●		
Q18	**一斉受付期間に申請した利用希望月を変更することはできますか？**			
A18	事前にわくわく☆ひろばに申し出ていただければ、変更することができます。「一般登録早朝・夕方延長利用申請書」に利用希望月を記入し、わくわく☆ひろばにご提出ください。 「一般登録早朝・夕方延長利用申請書」はわくわく☆ひろば、もしくは北区公式ウェブサイトからご入手ください。		●	

No.	質問および回答	該当の区分		
		一般登録	一般登録 早朝・夕方利用	学童 クラブ
Q19 A19	**一般登録早朝・夕方利用は、土曜日の利用・夏休みだけの利用はできますか？** 可能です。土曜日の利用にあたっては、「一般登録早朝・夕方延長利用申請書」の土曜日育成希望欄にご記入ください。 また、就労証明書等にて、最低基準を満たしていることに加えて、土曜日の一般登録早朝・夕方利用時間帯に保護者が就労等で留守にしていることを確認します。土曜日のみ利用する場合でも利用料は変わりません（長期休業中ではない土曜日の早朝延長を利用する場合）。 また、夏休み期間のみ、4 月のみなど、期間を定めた利用も可能です。夏休みのみご利用される場合は、「一般登録早朝・夕方延長利用申請書」の「利用を希望する期間」の 7 月と 8 月にチェックしてください。 **※月曜から土曜の間に週 3 日以上または月 12 日以上（日曜・祝日を除く）の就労で早朝・夕方の時間帯にかかる場合が条件です。**		●	
Q20 A20	**学童クラブを見学することはできますか？** あらかじめ学童クラブにご連絡いただければ見学できます。 なお、新規に学童クラブに申し込まれる実施校以外の学校（私立小学校等）にお通いの方は、事前に児童同伴で施設を見学してからお申し込みをしていただくようお願いします。			●
Q21 A21	**土曜日だけ、または夏休みだけ学童クラブの利用はできますか？** 学童クラブの利用承認基準に該当しませんので、その場合は、一般登録や児童館・子どもセンター・児童室をご利用ください。 一般登録早朝・夕方利用にあたっては、要件の確認を行います。詳しくは 5 ページ目以降の案内をご覧ください。			●

No.	質問および回答	該当の区分		
		一般登録	一般登録 早朝・夕方利用	学童クラブ
Q22 A22	**下の子の保育園へのお迎えがあるので午後６時に間に合わない場合は、延長利用の申請はできますか？** 可能です。延長利用の申請書に、下の子が通園している保育園、お迎えに要する時間、クラブへの到着予定時刻を明記してください。ただし、途中で寄り道をしたり、一度帰宅してから学童クラブにお迎えに来たりすることはできませんので、保育園から直接お越しください。			●
Q23 A23	**学童クラブへの送迎は必要ですか？** 学童クラブへの送迎は原則、必要ありません。通常の登下校と同様に、児童自身で行っていただきます。新たに利用する児童は、安全確保のため学童クラブ利用開始日前までに、学童クラブから自宅までの道順を保護者とお子さまとで確認してください。また、保護者の方がお迎えに来る場合は、各学童クラブにご連絡ください。 ただし、延長利用する方は学童クラブまでのお迎えが必要です。			●
Q24 A24	**４年生以上は学童クラブを利用できませんか？** 前年度から学童クラブを継続して利用しており、かつ、特別な配慮を要する児童は、４年生まで学童クラブを利用できます。ここでいう「特別な配慮を要する児童」とは、特別支援学校または特別支援学級に在籍している児童や、障害者手帳を所有している児童等を指します。			●

＜わくわく☆ひろば一覧表＞

令和8年10月現在

在籍の小学校内にあるわくわく☆ひろばをご利用いただけます。
私立小学校等に通学している場合は、通学区域内の小学校にあるわくわく☆ひろばをご利用ください。

小学校名	名称	所　在　地	併設施設	電話番号	運営	管轄児童館・電話番号	
王子	わくわく王子ひろば	王子2-7-40	小学校	3911-1910	民間	王子東	3913-8851
王子第一	わくわく王一ひろば	王子5-14-18	小学校	3927-2111	民間	豊　島	3911-9481
王子第二	わくわく王二ひろば	王子本町2-2-5	小学校	3905-6630	民間	十条台	3905-7120
王子第三	わくわく王三ひろば	上十条5-2-3	小学校	3908-6803	民間	八幡山	3905-0713
王子第五	わくわく王五ひろば	上十条2-18-17	小学校	3905-4880	直営	西が丘	3907-7394
豊川	わくわく豊川ひろば	豊島3-10-23	小学校	5390-0151	民間	豊　島	3911-9481
堀船	わくわく堀船ひろば	堀船2-11-9	小学校	3912-2876	民間	栄　町	3911-5836
柳田	わくわく柳田ひろば	豊島2-11-20	小学校	3911-6022	民間	王子東	3913-8851
東十条	わくわく東十条ひろば	東十条3-14-23	小学校	3927-5701	直営	東十条東	3912-3078
としま若葉	わくわくとしま若葉ひろば	豊島5-3-30	小学校	3912-9020	民間	豊　島	3911-9481
十条	わくわく十条ひろば	中十条3-1-6	小学校	3909-8836	民間	十条台	3905-7120
赤羽	わくわく赤羽ひろば	赤羽1-24-6	小学校	3901-7922	民間	赤　羽	3901-1208
岩淵	わくわく岩淵ひろば　※1	岩淵町6-6	小学校	3901-2611 ※5	民間	志茂子ども交流館	3902-4646
なでしこ	わくわくなでしこひろば	志茂1-34-17	小学校	3901-3626	直営		
第四岩淵	わくわく四岩ひろば	赤羽3-24-23	小学校	3903-2020	民間	赤羽北	3906-1149
梅木	わくわく梅木ひろば	西が丘2-21-15	小学校	3908-7770	民間	西が丘	3907-7394
都の北学園	わくわく都の北ひろば	神谷2-30-1	義務教育学校	3903-0400	直営	神　谷	3902-3306
桐ケ丘郷	わくわく桐ケ丘郷ひろば	桐ケ丘1-10-23	小学校	3906-9274	民間	桐ケ丘	3906-7763
袋	わくわく袋ひろば	赤羽北2-15-3	小学校	3907-6277	民間	赤羽北	3906-1149
八幡	わくわく八幡ひろば	赤羽台3-18-5	小学校	3907-0361	民間		
浮間	わくわく浮間ひろば	浮間3-4-27	小学校	3967-5811	直営	浮　間	3960-5301
西浮間	わくわく西浮間ひろば	浮間2-7-1	小学校	3960-3580	民間		
赤羽台西	わくわく赤西ひろば	赤羽台2-1-34	小学校	3900-5620	民間	桐ケ丘	3906-7763
西が丘	わくわく西が丘ひろば　※2	西が丘1-12-14	小学校	3905-3023	民間	赤羽西	3906-3642
滝野川	わくわく滝野川ひろば	西ケ原1-18-10	小学校	3910-4121	直営	田　端	3823-2720
滝野川第二	わくわく滝二ひろば	滝野川6-19-4	小学校	3918-3770	民間	滝野川西	3916-3224
滝野川第三	わくわく滝三ひろば　※3	十条仲原4-5-17	小学校	3905-1612	民間		
滝野川第四	わくわく滝四ひろば	東田端2-5-23	小学校	3809-0152	民間	田　端	3823-2720
滝野川第五	わくわく滝五ひろば　※4	田端6-9-1	小学校	3894-7411 ※5	直営	栄　町	3911-5836
西ケ原	わくわく西ケ原ひろば	西ケ原4-19-21	小学校	3918-3720	直営	滝野川西	3916-3224
谷端	わくわく谷端ひろば	滝野川7-12-17	小学校	3918-0918	民間		
田端	わくわく田端ひろば	田端5-4-1	小学校	3827-7887	民間	田　端	3823-2720
滝野川もみじ	わくわく滝野川もみじひろば	滝野川3-72-1	小学校	3915-5100	民間	滝野川西	3916-3224

※１　わくわく岩淵ひろばは、令和９年夏に予定している岩淵小学校の仮移転に伴い、旧稲田小学校に移転予定です。
※２　わくわく西が丘ひろばは、令和９年４月１日から民間の事業者に運営を業務委託します。
※３　わくわく滝三ひろばは、令和８年９月１日に滝野川第三小学校の仮移転に伴い、旧清水小学校に移転しました。
※４　わくわく滝五ひろばは、令和９年４月１日に予定している滝野川第五小学校の仮移転に伴い、旧田端中学校に移転予定です。
※５　令和８年１０月現在の電話番号となります。移転後の電話番号は決定次第お知らせします。

＜学童クラブ一覧表＞

令和8年10月現在

対象小学校に複数クラブがある場合は、住所等による割り振りを行います。

小学校名	学童クラブ名称	所　在　地	併設施設	電話番号	運営	管轄児童館・電話番号	
王子小学校	学童クラブ第一	王子2-7-40	小学校	3911-1901	民間	王子東	3913-8851
	学童クラブ第二	王子2-7-40	小学校	3911-1901	民間		
	学童クラブ第三	王子2-7-40	小学校	3911-1901	民間		
	学童クラブ第四	王子2-7-40	小学校	3911-1901	民間		
	学童クラブ第五	王子2-7-40	小学校	3911-1901	民間		
	学童クラブ第六	王子2-7-40	小学校	3911-1901	民間		
	学童クラブ第七	王子2-7-40	小学校	3911-1901	民間		
王子第一小学校	学童クラブ第一	王子5-14-18	小学校	3914-4818	民間	豊　島	3911-9481
	学童クラブ第二	王子5-14-18	小学校	3914-3974	民間		
	学童クラブ第三	王子5-14-18	小学校	3927-7333	民間		
	学童クラブ第四	王子5-14-18	小学校	3914-4818	民間		
王子第二小学校	学童クラブ	王子本町2-2-5	小学校	3900-9638	民間	十条台	3905-7120
王子第三小学校	学童クラブ第一	上十条5-2-3	小学校	5993-1107	民間	八幡山	3905-0713
	学童クラブ第二	上十条5-2-3	小学校	3905-8223	民間		
王子第五小学校	学童クラブ第一	上十条2-18-17	小学校	3905-1435	直営	西が丘	3907-7394
	学童クラブ第二	上十条2-18-17	小学校	3905-1435	直営		
豊川小学校	学童クラブ第一	豊島3-10-23	小学校	3914-5594	民間	豊　島	3911-9481
	学童クラブ第二	豊島3-10-23	小学校	3913-1624	民間		
	学童クラブ第三	豊島3-10-23	小学校	3913-3866	民間		
	学童クラブ第四　※1	豊島3-10-23	小学校	未定	民間		
堀船小学校	学童クラブ第一	堀船2-11-9	小学校	3914-5838	民間	栄　町	3911-5836
	学童クラブ第二	堀船2-11-9	小学校	3914-8003	民間		
	学童クラブ第三	堀船2-11-9	小学校	3914-5838	民間		
	学童クラブ第四　※2	堀船2-11-9	小学校	未定	民間		
柳田小学校	学童クラブ第一	豊島2-11-20	小学校	3914-5595	民間	王子東	3913-8851
	学童クラブ第二	豊島2-11-20	小学校	3914-5020	民間		
東十条小学校	学童クラブ第一	東十条3-14-23	小学校	3927-2069	直営	東十条東	3912-3078
	学童クラブ第二	東十条3-14-23	小学校	3913-9710	直営		
	学童クラブ第三	東十条3-14-23	小学校	3913-5400	直営		
としま若葉小学校	学童クラブ第一	豊島5-3-30	小学校	3912-9686	民間	豊　島	3911-9481
	学童クラブ第二　※3	豊島5-3-30	小学校	3914-3964　※9	民間		
十条小学校	学童クラブ第一	中十条3-1-6	小学校	3907-8071	民間	十条台	3905-7120
	学童クラブ第二	中十条3-1-6	小学校	3905-7124	民間		
赤羽小学校	学童クラブ第一	赤羽1-24-6	小学校	3902-1565	民間	赤　羽	3901-1208
	学童クラブ第二	赤羽1-24-6	小学校	3901-7913	民間		
	学童クラブ第三	赤羽1-24-6	小学校	3901-7930	民間		
岩淵小学校	学童クラブ　※4	岩淵町6-6	小学校	3902-0170　※9	民間	志茂子ども交流館	3902-4646
なでしこ小学校	学童クラブ第一	志茂1-34-17	小学校	3901-3623	直営		
	学童クラブ第二	志茂1-34-17	小学校	3901-3624	直営		
	学童クラブ第三	志茂1-34-17	小学校	3901-3625	直営		
	学童クラブ第四　※5	志茂1-34-17	小学校	3598-0021　※9	直営		
	学童クラブ第五　※5	志茂1-34-17	小学校	3598-0021　※9	直営		
第四岩淵小学校	学童クラブ第一	赤羽3-24-23	小学校	3903-4459	民間	赤羽北	3906-1149
	学童クラブ第二	赤羽3-24-23	小学校	3903-4015	民間		
	学童クラブ第三	赤羽3-24-23	小学校	第一・第二で対応	民間		
梅木小学校	学童クラブ第一	西が丘2-21-15	小学校	3908-9476	民間	西が丘	3907-7394
	学童クラブ第二	西が丘2-21-15	小学校	3908-4826	民間		
都の北学園	学童クラブ第一	神谷2-30-1	義務教育学校	3901-2634	直営	神　谷	3902-3306
	学童クラブ第二	神谷2-30-1	義務教育学校	3901-2634	直営		
	学童クラブ第三	神谷2-30-1	義務教育学校	3901-2634	直営		
	学童クラブ第四	神谷2-30-1	義務教育学校	3901-2634	直営		
	学童クラブ第五	神谷2-30-1	義務教育学校	3901-2634	直営		

小学校名	学童クラブ名称	所　在　地	併設施設	電話番号	運営	管轄児童館・電話番号	
桐ケ丘郷小学校	学童クラブ第一	桐ケ丘1-10-23	小学校	3907-0891	民間	桐ケ丘	3906-7763
	学童クラブ第二	桐ケ丘1-10-23	小学校	3906-9276	民間		
	学童クラブ第三	桐ケ丘1-10-23	小学校	3906-9275	民間		
袋小学校	学童クラブ第一	赤羽北2-15-3	小学校	3908-8838	民間	赤羽北	3906-1149
	学童クラブ第二	赤羽北2-15-3	小学校	3907-6290	民間		
	学童クラブ第三	赤羽北2-15-3	小学校	3907-6277	民間		
八幡小学校	学童クラブ	赤羽台3-18-5	小学校	3900-9641	民間		
浮間小学校	学童クラブ第一	浮間3-4-27	小学校	3967-2041	民間	浮　間	3960-5301
	学童クラブ第二	浮間3-4-27	小学校	3967-2053	民間		
	学童クラブ第三	浮間3-4-27	小学校	3967-0121	民間		
	学童クラブ第四	浮間3-4-27	小学校	3967-0031	民間		
西浮間小学校	学童クラブ第一	浮間2-7-1	小学校	3967-1136	民間		
	学童クラブ第二	浮間2-7-1	小学校	3967-1137	民間		
	学童クラブ第三	浮間2-7-1	小学校	3967-1138	民間		
赤羽台西小学校	学童クラブ第一	赤羽台2-1-34	小学校	3907-6494	民間	桐ケ丘	3906-7763
	学童クラブ第二	赤羽西5-7-5	福祉作業所	5993-5133	民間		
西が丘小学校	学童クラブ第一　※6	西が丘1-12-14	小学校	3900-6345	民間	赤羽西	3906-3642
	学童クラブ第二　※6	西が丘1-12-14	小学校	3905-0775	民間		
滝野川小学校	学童クラブ第一	西ケ原1-18-10	小学校	3918-1525	民間	田　端	3823-2720
	学童クラブ第二	西ケ原1-18-10	小学校	3949-0849	民間		
	学童クラブ第三	西ケ原1-18-10	小学校	第一・第二で対応	民間		
	学童クラブ第四	西ケ原1-18-10	小学校	第一・第二で対応	民間		
	学童クラブ第五	西ケ原1-41-3	児童館	第一・第二で対応	民間		
滝野川第二小学校	学童クラブ第一	滝野川6-19-4	小学校	3916-0521	民間	滝野川西	3916-3224
	学童クラブ第二	滝野川6-19-4	小学校	3917-0946	民間		
	学童クラブ第三	滝野川6-19-4	小学校	3916-0521	民間		
滝野川第三小学校	学童クラブ第一　※7	十条仲原4-5-17	小学校	3905-1611	民間		
	学童クラブ第二　※7	十条仲原4-5-17	小学校	3905-1613	民間		
滝野川第四小学校	学童クラブ第一	東田端2-5-23	小学校	3893-9611	民間	田　端	3823-2720
	学童クラブ第二	東田端2-5-23	小学校	3893-9611	民間		
	学童クラブ第三	東田端1-12-14	地域振興室	3800-6110	民間		
	学童クラブ第四	東田端1-12-14	児童室	3800-6110	民間		
滝野川第五小学校	学童クラブ第一　※8	田端6-9-1	小学校	3800-3079　※9	直営	栄　町	3911-5836
	学童クラブ第二　※8	田端6-9-1	小学校	3800-3081　※9	直営		
西ケ原小学校	学童クラブ第一	西ケ原4-19-21	小学校	3910-7227	民間	滝野川西	3916-3224
	学童クラブ第二	西ケ原4-19-21	小学校	3918-1230	民間		
	学童クラブ第三	西ケ原4-19-21	小学校	3576-2413	民間		
谷端小学校	学童クラブ第一	滝野川7-12-17	小学校	3916-8641	民間		
	学童クラブ第二	滝野川7-12-17	小学校	3916-8641	民間		
田端小学校	学童クラブ第一	田端3-24-14	保育園	3823-2750	民間	田　端	3823-2720
	学童クラブ第二	田端3-24-14	保育園	3823-2750	民間		
	学童クラブ第三	田端3-24-14	保育園	3823-2003	民間		
	学童クラブ第四	田端3-24-14	保育園	3823-2003	民間		
滝野川もみじ小学校	学童クラブ第一	滝野川3-72-1	小学校	3918-2501	民間	滝野川西	3916-3224
	学童クラブ第二	滝野川3-72-1	小学校	3918-9910	民間		
	学童クラブ第三	滝野川3-72-1	小学校	3916-7758	民間		

※１　（仮称）豊川小学校学童クラブ第四は、豊川小学校内にて令和９年４月１日に開設予定です。

※２　（仮称）堀船小学校学童クラブ第四は、堀船小学校内にて令和９年４月１日に開設予定です。

※３　としま若葉小学校学童クラブ第二は、令和９年４月１日にとしま若葉小学校内に移転予定です。

※４　岩淵小学校学童クラブは、令和９年夏に予定している岩淵小学校の仮移転に伴い、旧稲田小学校に移転予定です。

※５　なでしこ小学校学童クラブ第四、なでしこ小学校学童クラブ第五は、令和９年４月１日になでしこ小学校内に移転予定です。

※６　西が丘小学校学童クラブ第一、西が丘小学校学童クラブ第二は、令和９年４月１日から民間の事業者に運営を業務委託します。

※７　滝野川第三小学校学童クラブ第一、滝野川第三小学校学童クラブ第二は、令和８年９月１日に滝野川第三小学校の仮移転に伴い、旧清水小学校に移転しました。

※８　滝野川第五小学校学童クラブ第一、滝野川第五小学校学童クラブ第二は、令和９年４月１日に予定している滝野川第五小学校の仮移転に伴い、旧田端中学校に移転予定です。

※９　令和８年１０月現在の電話番号になります。移転後の電話番号は決定次第お知らせします。

お　問　い　合　わ　せ　先

- 北区子ども未来部子どもわくわく課運営支援係
 北区滝野川２－５２－１０　滝野川分庁舎１階１番窓口
 ＴＥＬ　３９０８－９３６１（開庁日の午前８時30分～午後５時）
- 各わくわく☆ひろば　（21ページのわくわく☆ひろば一覧表をご覧ください）
- 各学童クラブ　（22～23ページの学童クラブ一覧表をご覧ください）